

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

石沢 憲哉（以下「運営者」といいます）は、運営者が運営する仙台パルクール トレーサーズクラブの会員制度および活動について、以下のとおり会員規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

第1条（定義）

本規約において使用する主な用語を、以下のとおり定義します。

1. 「本クラブ」

当社が運営する「仙台パルクール トレーサーズクラブ」をいいます。

2. 「会員」

運営者所定の入会手続きを完了し、運営者との間で会員契約を締結した個人をいいます。

3. 「クラブ活動」

本クラブが実施する「パル活」、勉強会、チャレンジイベントその他、本クラブが企画または実施する活動をいいます。

4. 「活動場所」

公園その他の屋外施設、JUMP&LEAP その他運営者が指定する施設または場所をいいます。

5. 「月会費」

会員資格を維持し、本規約に基づくサービスを利用するために当社が別途定める月額料金をいいます。

6. 「利用料等」

イベント、特別プログラムその他、月会費に含まれないサービスについて当社が別途定める料金の総称をいいます。

第2条（本規約および諸規則）

1. 本規約は、本クラブへの入会およびクラブ活動への参加について、会員および当社が遵守すべき基本的な条件を定めるものです。
 2. 当社は、本クラブの安全かつ円滑な運営、クラブ活動その他のサービス提供に必要な範囲で、活動方法、安全管理、予約方法、参加方法その他の諸規則（以下「諸規則」といいます）を定めることができます。
 3. 本規約および諸規則は、会員契約の内容を構成するものとします。
 4. 個別のイベントまたはサービスについて、本規約とは別に参加条件、利用条件、申込条件、キャンセルポリシーその他の定めがある場合は、当該イベントまたはサービスについてはその定めが優先して適用されるものとします。
-

第3条（クラブの目的および会員制度）

1. 本クラブは、会員制の大人向けフィットネスコミュニティとして運営します。
2. 本クラブは、パルクールの技術習得のみを目的とするものではなく、パルクール、ムー

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

ブメント、ランニング、筋力トレーニング、モビリティ、コンディショニングその他の多様な運動や、身体・健康に関する学びを通して、会員が継続的に身体を動かし、健康的なライフスタイルを育むことを目的とします。

3. 本クラブは、身体を動かすことだけでなく、会員同士が互いを尊重し、学び、刺激を受けながら、それぞれのペースで新しいことに挑戦できるコミュニティづくりを大切にします。
4. 会員は、本クラブの活動方針、安全管理および運営方針を理解し、他の会員およびスタッフと相互に尊重しながらクラブ活動に参加するものとします。
5. 会員は、パルクールその他の運動・スポーツには、その性質上一定の危険が伴うことを理解し、当社スタッフまたは指導者の指示に従い、自身および他の参加者の安全に十分配慮するものとします。
6. 当社は、安全管理、活動方針、クラブの秩序維持その他の事情により、会員からの個別の要望に応じることができない場合があります。

第4条（入会資格）

1. 本クラブへの入会資格は、以下の各号のすべてを満たす方とします。
 - ①18歳以上の方
 - ②本規約および諸規則を理解し、遵守できる方
 - ③暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者またはその構成員等の反社会的勢力に該当しない方
 - ④医師等により運動を禁止されておらず、クラブ活動に参加することについて健康上重大な支障がない方
 - ⑤他の会員または参加者に伝染または感染するおそれのある疾病を有していない方
 - ⑥過去の月会費、利用料等について、当社に対する未払い債務がない方
 - ⑦過去に当社または他のスポーツ・運動関連施設等において、重大な規約違反等により除名その他これに類する処分を受けていない方
 - ⑧クラブ活動を安全かつ円滑に実施するために必要な当社スタッフまたは指導者の指示に従うことができる方
 - ⑨前各号のほか、当社が入会について適当と認めた方
2. 疾病、怪我、障害、服薬その他、クラブ活動への参加に際して特別な配慮が必要となる事情がある場合、会員は、入会時または当該事情が生じた時点で当社へ申し出るものとします。
3. 当社は、安全なクラブ活動への参加が困難であると合理的に判断した場合、入会をお断りし、または参加方法について一定の条件を設けることがあります。

第5条（会員契約の成立）

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

1. 会員契約は、入会希望者が、本規約、諸規則その他運営者が提示する契約条件を確認し、これらに同意したうえで、運営者所定の入会申込み、支払い方法の登録その他必要な手続きを完了し、運営者が入会を承認した時点で成立します。
2. 入会手続きは、本クラブのウェブサイトその他運営者が指定するオンライン上の方法、書面その他運営者が指定する方法により行うものとします。
3. 本規約のうち、安全管理、禁止事項、事故、損害賠償その他クラブ活動への参加に関する規定については、体験参加者、イベント参加者その他運営者がクラブ活動への参加を認めた者についても適用されるものとします。

第6条（会員資格）

1. 会員契約が成立した者には、当社が定める会員資格が付与されます。
2. 会員資格は、会員本人にのみ認められるものとします。
3. 会員は、会員資格またはクラブ活動に参加する権利を、第三者に譲渡、共有、貸与その他の方法により利用させることはできません。

第7条（会費等の支払い）

1. 月会費、利用料等の金額および内容は、当社ウェブサイト、会員契約申込ページその他当社が指定する方法により表示します。
2. 月会費は、会員資格を維持し、本規約に基づくサービスを利用するための料金であり、実際のクラブ活動への参加回数にかかわらず発生します。
3. 月会費は、会員が登録したクレジットカードにより、運営者が指定する決済サービスを通じて、運営者が別途定める決済日に毎月自動的に決済されるものとします。
4. 会員は、登録したクレジットカードについて、有効期限切れ、利用停止、利用限度額その他の事情により決済ができない状態とならないよう適切に管理するものとします。
5. クレジットカードによる決済が正常に完了しなかった場合、会員は、当社からの案内に従い、速やかに登録情報の変更または未払い金の支払いを行うものとします。
6. 会員がクラブ活動に参加しなかった場合または自己都合により欠席した場合であっても、月会費の日割り計算、減額または返金は原則として行いません。
7. 支払い済みの月会費および利用料等については、当社に責めに帰すべき事由がある場合、法令上返金が必要となる場合、または当社が特別に認めた場合を除き、原則として返金しません。
8. 会員は、退会、休会その他契約内容の変更について、当社が定める手続きを完了しない限り、それまでの会員契約および支払義務が継続することを理解するものとします。

第8条（クラブ活動について）

1. 会員は、当社が定める活動スケジュール、参加条件その他の諸規則に従い、本クラブが

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

実施するクラブ活動に参加することができます。

2. 本クラブは、毎週開催する「パル活」を基本的なクラブ活動とし、その他、勉強会、チャレンジイベントその他当社が企画する活動を実施することがあります。
3. クラブ活動の開催曜日、時間、内容、担当スタッフその他の運営方法は、活動内容、季節、天候、安全管理その他の事情により変更となる場合があります。
4. クラブ活動は、安全管理、活動場所の状況その他の事情に応じて、予約制または定員制とすることがあります。
5. 予約方法、予約受付期間、定員、キャンセルその他参加に必要な事項については、当社が別途定めるものとします。
6. 会員が自己都合によりクラブ活動を欠席した場合、当該欠席について振替、返金その他の補償は原則として行いません。
7. 勉強会、チャレンジイベントその他のクラブ活動については、その内容に応じて別途参加条件または定員を設ける場合があります。
8. クラブ活動のうち、イベント、特別プログラムその他当社が別途定める活動については、月会費とは別に参加費その他の利用料等が必要となる場合があります。

第9条（活動場所および活動内容の変更）

1. 本クラブの活動は、公園その他の屋外を基本とし、活動内容、天候、気温、路面状況、季節、安全管理その他の事情に応じて、JUMP&LEAP その他当社が指定する施設または場所において実施します。
2. 当社は、雨天、猛暑、積雪、強風その他の気象条件、活動場所の利用状況、安全管理上の事情その他の理由により、予定していた活動場所を変更することがあります。
3. 当社は、前項その他の事情により、予定していた活動内容を変更することがあります。
4. 活動場所または活動内容を変更する場合、運営者は、電子メール、公式LINE、本クラブのウェブサイトその他運営者が適切と判断する方法により会員へ案内します。
5. 活動場所または活動内容の変更があった場合であっても、クラブ活動そのものが実施される場合には、原則として月会費の減額、返金その他の補償は行いません。
6. 気象条件、災害その他の事情により安全なクラブ活動の実施が困難であると当社が判断した場合は、クラブ活動を中止することがあります。中止の場合の取扱いについては、本規約に定めるほか、当社が別途定めるものとします。

第10条（会員情報）

1. 会員は、入会手続きおよびクラブ活動への参加に際し、当社が必要とする氏名、生年月日、住所、連絡先、緊急連絡先、健康状態その他必要な情報（以下「会員情報」といいます）を正確に申告するものとします。
2. 会員情報に変更が生じた場合、会員は、速やかに当社へ変更内容を届け出るものとしま

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

す。

3. 運営者は、会員情報を運営者が定める個人情報保護方針および関係法令に従って適切に取り扱います。
4. クラブ活動中に事故、怪我、急病その他緊急の対応が必要となった場合、当社は、必要な範囲で会員情報を家族、医療機関、救急機関その他必要な関係者に提供することがあります。
5. 当社は、安全なクラブ活動およびサービス提供に必要な範囲で、追加の会員情報の提供を求める場合があります。
6. 会員が正確な会員情報を申告しなかったことにより生じた不利益について、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第 11 条 (休会)

1. 会員は、疾病、怪我、家庭上の事情その他やむを得ない事情があり、当社が休会を認めた場合に限り、休会することができます。
2. 休会の可否については、会員からの申請内容、休会を必要とする事情および期間等を考慮し、当社が個別に判断します。
3. 休会を希望する場合、会員は、当社所定の方法により休会申請を行うものとします。
4. 休会期間は、原則として最長 3 か月までとします。ただし、疾病、怪我その他特別な事情があり当社が認めた場合は、期間を延長することがあります。
5. 休会期間中は、当社が定める条件に従い、月会費の全部もしくは一部を免除し、または通常の月会費に代えて別途休会費を設定する場合があります。
6. 休会の開始日、終了日、復会手続き、休会費その他の詳細については、当社が別途定めるものとします。

第 12 条 (退会手続)

1. 会員が退会を希望する場合、会員は、当社所定の方法により退会手続きを行うものとします。
2. 退会を希望する場合は、**退会を希望する月の前月 15 日までに**退会手続きを完了する必要があります。
3. 前項の期限までに退会手続きが完了した場合、退会希望月の末日をもって会員契約を終了します。
4. 退会希望月の前月 16 日以降に退会手続きが完了した場合、原則として退会希望月の翌月末日をもって退会となり、それまでの月会費が発生します。
5. 会員は、クラブ活動への参加の有無にかかわらず、退会日までに発生する月会費その他の料金を支払うものとします。
6. 退会時点で未払いの月会費、利用料等その他の債務がある場合、会員は、退会後も当該

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

債務を支払う義務を負います。

7. 会員が退会の意思を伝えた場合であっても、退会に必要な情報が不足しているなど、当社所定の退会手続きが完了していない場合は、退会手続きが完了したものとはみなしません。
8. 会員本人が死亡した場合は、親族その他当社が適当と認める者からの申し出に基づき、死亡した月の末日をもって会員契約を終了します。

第13条（自動退会）

1. 会員が連続して2か月分の月会費その他の支払いを滞納した場合、当社は当該会員を退会扱いとすることができます。
2. 前項により退会となった場合であっても、退会以前に発生した月会費、利用料等その他の債務の支払義務が免除されるものではありません。
3. 当社は、未払いが解消されるまで、クラブ活動その他のサービスへの参加または利用を停止することができます。

第14条（禁止事項）

1. 会員およびクラブ活動への参加者は、クラブ活動中または本クラブに関連して、以下の各号に該当する行為をしてはなりません。
 - ①他の会員、参加者、当社スタッフ、指導者または第三者に対し、叩く、殴る、蹴る、強く押す、強く掴むその他の暴力行為を行うこと
 - ②盗難、盗撮、のぞき、痴漢、露出、いじめその他法令または公序良俗に反する行為を行うこと
 - ③活動場所の施設、設備、備品その他の物品を許可なく持ち出し、または故意もしくは不適切な使用により破損・汚損すること
 - ④刃物、火器、爆発物その他、クラブ活動の安全を害する危険物を持ち込むこと
 - ⑤運営者の許可なく、クラブ活動または本クラブを通じて知り合った会員等に対し、政治活動、宗教活動またはこれらへの勧誘を行うこと
 - ⑥運営者の許可なく、クラブ活動または本クラブを通じて知り合った会員等に対し、商品・サービスの販売、営業活動、ネットワークビジネス、投資その他の勧誘活動を行うこと
 - ⑦運営者の許可なく、他の会員、参加者またはスタッフを対象とした撮影、録音その他これらに類する行為を行うこと
 - ⑧酒気を帯びた状態、薬物等の影響により正常かつ安全なクラブ活動への参加が困難な状態で参加すること
 - ⑨月会費、利用料等その他の支払期限を過ぎた債務を履行せずにクラブ活動へ参加すること
 - ⑩他の会員、参加者または当社スタッフに対し、暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、威嚇、待ち伏

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為を行うこと

⑪他の会員の意思に反して、連絡先、SNS アカウントその他の個人情報の提供を執拗に求めること

⑫クラブ活動において、他の会員または参加者の安全を著しく害する行為を行うこと

⑬運営者、スタッフまたは指導者による安全管理、活動運営または指導上の指示に正当な理由なく従わないこと

⑭本クラブの運営について当社が必要な説明または回答を行った後も、社会通念上相当な範囲を超えて同一の要求を繰り返し、長時間または高頻度の面談、電話、連絡、書面作成等を要求すること

⑮その他、クラブ活動の安全もしくは秩序を著しく害し、他の会員の円滑な参加を妨げ、または本クラブの運営に重大な支障を生じさせる行為を行うこと

2. 当社は、会員または参加者が以下の各号に該当すると合理的に判断した場合、クラブ活動への参加停止または活動場所からの退去を求めることができます。

①第4条に定める入会資格に反することが判明した場合

②体調不良、感染症への罹患、怪我の未完治その他クラブ活動への参加が適当でないと判断される場合

③他の会員、参加者または当社との間で重大なトラブルが発生し、安全またはクラブの秩序を確保するため参加停止が必要な場合

④会員または参加者の言動について、安全管理または秩序維持の観点から是正を求めたにもかかわらず改善されない場合

⑤過去に当社から除名処分を受けている場合

⑥その他、第3条に定める本クラブの趣旨に著しく反し、本クラブの運営に重大な支障が生じると合理的に判断される場合

第15条（除名処分）

1. 会員に前条に定める重大な禁止行為があり、クラブ活動の安全、他の会員、参加者、当社スタッフまたは第三者の生命・身体・財産等を害するおそれがある場合、運営者は当該会員を除名することができます。

2. 会員が前条に違反し、当社がその是正を求めても改善が認められない場合、当社は当該会員を除名することができます。

3. 除名処分は、原則として、会員に対する書面、電子メールその他当社が適切と判断する方法による通知によって行います。ただし、緊急の場合は口頭で通知し、必要に応じて後日その内容を通知することがあります。

4. 除名処分の効力は、当該通知が会員に到達した時点で生じるものとします。ただし、登録された連絡先に誤りがあるなど会員側の事情により通知が到達しない場合は、通常到達すべき時点で到達したものとみなします。

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

5. 会員が除名処分を受けた場合、当社と当該会員との会員契約は、除名処分の効力発生と同時に終了します。

6. 除名以前に発生した月会費、利用料等その他の債務については、除名後も支払義務が存続します。

第 16 条（会員資格の喪失）

会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失します。

- ①第 12 条に基づき退会した場合
- ②第 13 条に基づき自動退会となった場合
- ③第 15 条に基づき除名された場合
- ④会員本人が死亡した場合
- ⑤本クラブが終了した場合
- ⑥その他、会員契約が終了した場合

第 17 条（クラブ活動の中止・変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、クラブ活動の全部または一部を中止し、開催日時、活動場所もしくは活動内容を変更することがあります。

- ①台風、大雨、大雪、猛暑、強風、雷その他の気象条件により、安全な活動の実施が困難であると判断した場合
 - ②地震、火災、洪水その他の自然災害が発生した場合
 - ③活動場所または施設の利用が困難となった場合
 - ④設備の故障、停電その他活動環境に問題が生じた場合
 - ⑤担当スタッフまたは指導者の急病、事故その他やむを得ない事情が生じた場合
 - ⑥行政機関等からの要請、法令の制定・改廃その他当社の合理的な支配を超える事情が生じた場合
 - ⑦その他、安全管理またはクラブ運営上、当社が中止または変更を必要と判断した場合
2. 前項によりクラブ活動を中止または変更する場合、当社は、電子メール、公式 LINE、当社ウェブサイトその他当社が適切と判断する方法により会員へ案内します。ただし、緊急の場合その他事前の案内が困難な場合は、この限りではありません。
3. 活動場所または活動内容を変更してクラブ活動を実施した場合、原則として月会費の減額、返金その他の補償は行いません。
4. クラブ活動そのものを中止した場合の振替、代替活動その他の対応については、中止の理由、回数その他の事情を考慮し、当社がその都度判断するものとします。

第 18 条（怪我・事故等を回避するための諸注意）

- 1. 会員は、パルクール、ランニング、筋力トレーニング、ムーブメント、ハイキングその

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

他、本クラブが実施する運動・スポーツには、その性質上、転倒、衝突、落下、捻挫、骨折その他の怪我または事故が発生する危険があることを理解したうえでクラブ活動に参加するものとします。

2. 会員は、自身の体調、体力、運動経験および身体状況を考慮し、無理のない範囲でクラブ活動に参加するものとします。
3. 会員は、疾病、怪我、体調不良その他、安全な活動への参加に影響する事情がある場合、活動開始前に当社スタッフまたは指導者へ申告するものとします。
4. 会員は、クラブ活動中に痛み、めまい、吐き気、強い疲労その他身体の異常を感じた場合、直ちに活動を中止し、当社スタッフまたは指導者へ申し出るものとします。
5. 会員は、安全確保のため、当社スタッフまたは指導者による指示、活動範囲、使用方法その他の安全上のルールに従うものとします。
6. 当社は、会員の体調、技術、活動状況その他の事情から、安全上必要であると判断した場合、特定の運動またはクラブ活動への参加を制限または中止させることがあります。
7. クラブ活動中に怪我、事故または急病が発生した場合、当社は、応急処置、救急要請、緊急連絡先への連絡その他合理的に必要と判断する対応を行うことがあります。
8. 当社は、安全管理に十分配慮してクラブ活動を実施しますが、運動・スポーツに伴うすべての怪我または事故を完全に防止できるものではありません。

第 19 条（会員の責任）

1. 会員が、本規約もしくは諸規則に違反し、または故意もしくは過失により、当社、他の会員、参加者、活動場所の管理者その他第三者に損害を与えた場合、会員は、その損害について法令に従い責任を負うものとします。
2. 会員同士または会員と第三者との間で生じたトラブルについては、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当事者間で解決するものとします。
3. クラブ活動中に会員が怪我、事故その他の損害を被った場合、運営者は、運営者の故意または過失により生じた損害について、法令に従い責任を負います。
4. 会員は、自己の健康状態、体力および当日の体調を適切に管理し、自らの身体状況に応じてクラブ活動に参加するものとします。

第 20 条（盗難・紛失）

1. 会員は、クラブ活動への参加中、自身の所持品および貴重品を自己の責任において管理するものとします。
2. 当社は、JUMP&LEAP その他当社が管理する施設だけでなく、公園、道路、運動施設その他の屋外・外部活動場所においても、貴重品その他の所持品を可能な限り各自で管理するよう会員に求めるものとします。
3. クラブ活動中に発生した盗難、紛失、破損その他の損害について、運営者は、運営者の

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

故意または過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

4. 会員が他の会員、参加者または第三者の所持品を故意または過失により破損、紛失その他の方法により損害を与えた場合、当該会員は、法令に従いその責任を負うものとします。

第 21 条（個人情報の取扱い）

1. 運営者は、会員から取得した氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、健康状態その他の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令および運営者が定める個人情報保護方針に従い、適切に取り扱います。

2. 当社は、取得した個人情報を、本クラブの運営、会員管理、月会費その他の決済、クラブ活動に関する連絡、安全管理、緊急時の対応、サービス向上その他本クラブの運営に必要な範囲で利用します。

3. 当社は、法令に基づく場合、会員本人の同意がある場合、生命・身体または財産の保護のために必要な場合その他法令上認められる場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供しません。

4. クラブ活動中に事故、怪我、急病その他緊急の対応が必要となった場合、当社は、必要な範囲で会員の個人情報を医療機関、救急機関、緊急連絡先その他必要な関係者へ提供することがあります。

第 22 条（本クラブの終了）

1. 当社は、運営上その他の事情により、本クラブの運営を終了することがあります。

2. 本クラブを終了する場合、当社は、第 25 条に定める事前告知期間に従い、会員へ告知します。ただし、災害、法令または行政上の措置その他やむを得ない事情により事前の告知が困難な場合は、この限りではありません。

3. 本クラブの終了に伴い、すべての会員の会員資格は、当社が定める終了日をもって終了します。

4. 本クラブ終了時における既払いの月会費その他の料金の取扱いについては、終了時期、サービス提供状況その他の事情を踏まえ、法令および本規約に従い当社が定めます。

第 23 条（本規約および諸規則の改定）

1. 当社は、法令の改正、社会情勢、経済状況、本クラブの運営状況その他の事情により、本規約および諸規則を変更することがあります。

2. 本規約を変更する場合、当社は、変更後の内容および効力発生日を、当社ウェブサイト、電子メール、公式 LINE その他当社が適切と判断する方法により会員へ告知します。

3. 変更後の本規約は、当社が告知した効力発生日から適用されるものとします。

4. 本規約の変更が会員に重大な影響を与える場合、当社は、第 25 条に定める事前告知期間に従って告知するものとします。

SENDAI PARKOUR TRACEURS CLUB 会員規約

第 24 条（告知および連絡）

1. 当社から会員への告知または連絡は、当社ウェブサイト、電子メール、公式 LINE、予約システムその他当社が適切と判断する方法により行います。
2. 会員は、当社からの重要な連絡を受信できるよう、登録したメールアドレスその他の連絡先を常に最新の状態に保つものとします。
3. 会員が連絡先の変更を届け出なかったこと、受信設定その他会員側の事情により当社からの連絡を確認できなかった場合、当社に故意または過失がある場合を除き、それによって生じた不利益について当社は責任を負わないものとします。

第 25 条（事前告知期間）

1. 当社は、本規約に別段の定めがある場合を除き、以下の事項について変更または実施する場合、原則として次の期間を目安として事前に会員へ告知します。

① 本クラブの終了

原則として 2 か月前まで

② 月会費その他継続的に発生する料金の変更

原則として 2 か月前まで

③ 会員契約に重大な影響を与える本規約の変更

原則として 1 か月前まで

④ その他の運営方法、クラブ活動、諸規則等の変更

合理的な期間をもって告知

2. 法令の制定・改廃、災害、緊急の安全対策その他やむを得ない事情がある場合、当社は、前項の期間によらず変更または必要な措置を実施することがあります。

第 26 条（発効）

本規約は、2026 年 9 月 1 日より発効します。

附則

制定：2026 年 8 月 8 日
